

千葉県NPO活動大賞実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県NPO活動大賞（以下、「本表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本表彰は、広く市民からの支持を受けている特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を表彰することにより、市内において特定非営利活動を促進すること、特定非営利活動の知名度を向上すること、及び特定非営利活動に対する寄附を促進することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 本表彰の対象は、特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が表彰を実施する年度の前年度（4月1日から3月31日まで）に千葉市内で行った特定非営利活動とする。

(表彰の申出)

第4条 本表彰を受けようとする活動を行った特定非営利活動法人は、本表彰を受けたい旨の申出を行うものとする。

(表彰対象の選定)

第5条 本表彰における表彰対象の選定は、前条の申出のあった活動のうちから、次の各号に定める方法を総合して行うものとする。

- (1) 市民による投票
- (2) 有識者による評価

(表彰の方法)

第6条 本表彰は、表彰状を授与することにより行うものとする。

- 2 表彰の際には、併せて記念品を授与することができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本表彰の実施について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。